



WHO健康都市たはら

田原市健康都市プログラム

誰もが笑顔で生きがいを持ち、いきいきと生活できる
健康長寿のまち



平成27年3月

は し め に

田原市では、「みんなが幸福を実現できるまち」を理念とした改定版第1次田原市総合計画を基に、「市民の幸福」にスポットをあてたまちづくりを展開しています。特に「市民の健康」については幸福感を高める重要な要素であり、まちの活力にもつながります。

本市は、西太平洋地域で健康都市に取り組む都市間ネットワークとして発足した「WHO（世界保健機関）健康都市連合」に平成25年7月に加盟しました。WHOの提唱する健康都市とは、保健、医療の分野だけでなく、福祉や環境、教育、産業、まちづくりなどの幅広い分野と協力し、市民の積極的な参加と協働で健康づくりを具体化しやすい社会環境を整備していくものです。

このことを踏まえ、このたび、人の健康づくりに直接的に影響を与える分野と、人の健康を支える分野の施策を一体的に推進するため「田原市健康都市プログラム」を策定しました。今後は、このプログラムに基づき、健康都市づくりを推進してまいります。

少子高齢化社会を迎え、「生涯を通じて健康でいきいきと過ごす」ための健康寿命の延伸は、市民誰もの願いであり、「健康」を視点としたまちづくりを進めていくことの重要性は、ますます高まっています。

このプログラムにより健康なまちづくりを進め、市民の皆様の健康づくりへの参加と協力をいただき、「健康都市たはら～誰もが笑顔で生きがいを持ち、いきいきと生活できる健康長寿のまち～」の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

平成27年3月

田原市長 鈴木 克 幸



目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 健康都市づくりに取り組む背景 | 1 |
| 1 健康都市づくりの必要性 | 1 |
| 2 WHOが提唱する健康都市 | 1 |
| 第2章 田原市が目指す健康都市 | 2 |
| 1 田原市が目指す健康都市の姿 | 2 |
| 2 田原市の特性（強み）を活かした健康都市の展開 | 3 |
| 第3章 田原市健康都市プログラムの概要 | 4 |
| 1 健康都市プログラム策定の趣旨 | 4 |
| 2 健康都市プログラムの位置づけ | 4 |
| 3 健康都市プログラムの基本方針 | 4 |
| 4 健康都市プログラムの体系 | 5 |
| 5 健康都市推進プロジェクトの設定 | 6 |
| 第4章 施策の展開 | 7 |
| 1 心と体をすこやかに育むまちづくり | 7 |
| (1) 元気な体をすこやかに育むまち | 7 |
| (2) 豊かな心をすこやかに育むまち | 11 |
| 2 豊かな自然とともに、快適で住みやすいまちづくり | 15 |
| (1) 外に出かけて、ときめきを感じるまち | 15 |
| (2) 自然とのふれあいで、ときめきを感じるまち | 17 |
| 3 人とのふれあいを感じて、安心して生活できるまちづくり | 19 |
| (1) 安心・安全で、いきいきと暮せるまち | 19 |
| (2) 活力があふれ、地域がいきいきするまち | 21 |
| (3) 人とのふれあいを通して、気持ちがいきいきするまち | 23 |
| 第5章 健康都市推進プロジェクト | 26 |
| 1 たはら健康マイレージを使って、楽しみながら健康づくり | 26 |
| 2 地元の農水産物をおいしく食べて健康づくり | 28 |
| 3 渥美半島の自然を満喫しながらウォーキング&サイクリング | 30 |
| 4 生活ささえあいネットを利用して、安心・生きがいづくり | 32 |
| 第6章 健康都市の推進 | 34 |
| 1 市民一人ひとりの健康づくりの推進 | 34 |
| 2 協働による地域活動の推進 | 34 |
| 3 庁内連携の推進 | 34 |
| 第7章 健康都市プログラムの進行管理 | 35 |
| 資料 | 37 |

第1章 健康都市づくりに取り組む背景

1 健康都市づくりの必要性

◆なぜ健康都市なのか◆

近年、わが国は世界有数の長寿国となっています。一方で、食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増え、介護を要する高齢者や認知機能の低下した高齢者が増えており、健康づくりに取り組むことが重要となってきています。

しかし、健康づくりは個人の努力だけではどうにもならないこともあり、また、健康格差や災害時の健康危機などの健康問題や少子高齢化によって生じる様々な社会的課題は、健康を所管する分野だけでは対応できないことも多く、福祉や環境、教育、産業、まちづくりなどの多方面の分野と一体になって「健康なまちづくり」施策として進めていくことが重要となってきています。

また、今までの健康づくりの施策では、健康に関心のある層だけが参加するという傾向にありました。市民全体の健康水準を高めるためには、市民の誰もが健康づくりに参加するとともに、健康づくりに参加しやすい環境を整え、社会全体で市民の健康を支える仕組みを作っていく必要があります。

2 WHOが提唱する健康都市

WHO（世界保健機関）は、市民の身体的、精神的な健康水準を高めるためには、都市の環境、教育、経済、まちづくり等が密接に絡み合ったさまざまな条件を総合的に整える必要があるとしています。

また、健康を個人の責任としてのみとらえるのではなく、都市環境そのものを健康にすることを提唱しています。その考え方にに基づき、それぞれの都市の実情や抱えている課題を踏まえた健康都市の将来構想を持ち、それに向かって努力している都市を「健康都市」としています。

田原市は、この考えに賛同し、平成25年7月に「健康都市連合」に加盟しました。

健康都市は、保健・医療・福祉部門とは関係が少なかった活動領域の人々にも健康の問題に関わってもらい、都市住民の健康を確保するための仕組みを構築し、それに向かって持続した努力をしていくため「健康都市プログラム」を策定します。

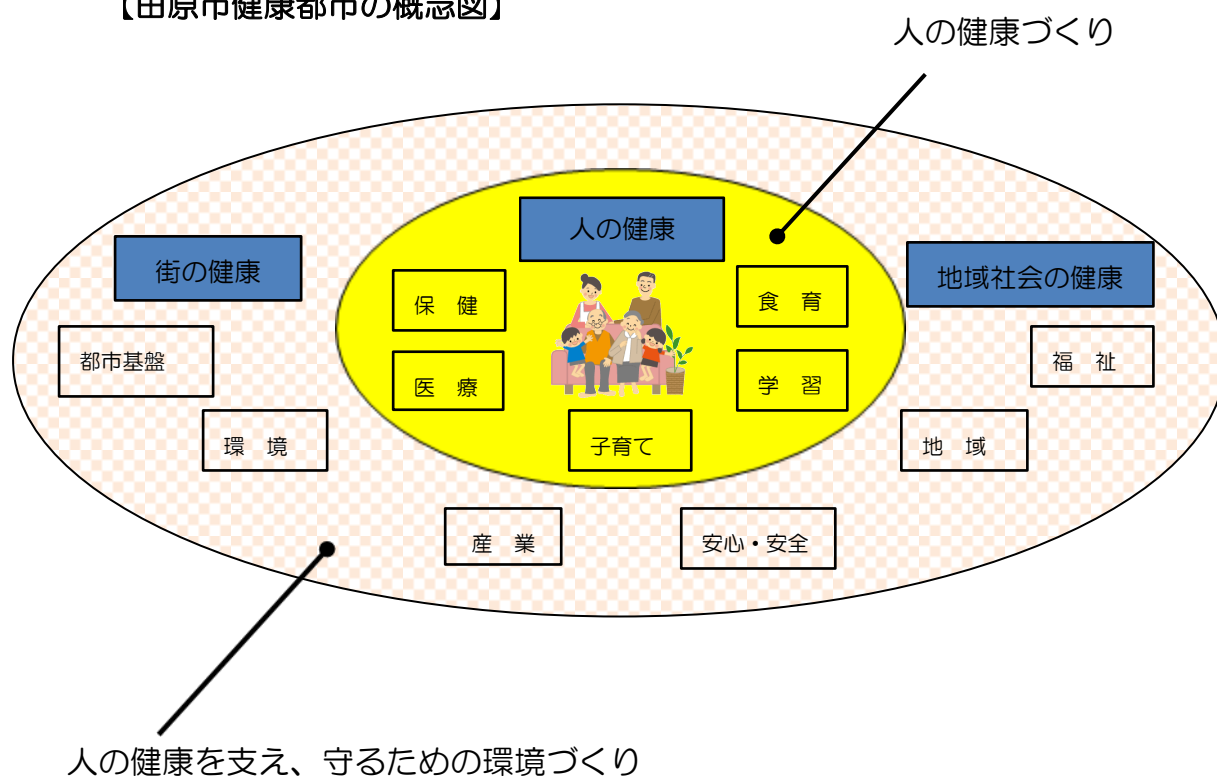
健康都市連合：WHO(世界保健機関)西太平洋地域事務局の呼びかけで2003年に創設された。

第2章 田原市が目指す健康都市

1 田原市が目指す健康都市の姿

田原市が目指す健康都市は、快適に安心して暮せるまちで、行政・団体・地域とが力を合わせて支え合い、誰もが笑顔で生きがいを持ち、いきいきと生活できること、健康で長生きできることを実現していくまちです。

【田原市健康都市の概念図】



- 人の健康……子どもから高齢期に至るまで、全ての世代の人の心と体が健やかであること
- 街の健康……高齢者も障害者も誰もが外出でき、また、身近な自然とのふれあいや環境活動を通して、心の安らぎと健康増進が図れること
- 地域社会の健康…安心して生活できる環境があり、また、地域で支え合う仕組みや、参加と協働により市民活動が活発であること

2 田原市の特性（強み）を活かした健康都市の展開

◆自然豊かで美しい景観◆

北は風光明媚な三河湾、南は勇壮な太平洋に囲まれた愛知県の最南端「渥美半島」に位置する田原市は、美しい自然に恵まれた活気あふれるガーデンシティです。市民意識調査においても本市の優れているところとして「海・山などの自然環境」をあげる回答が最も多くなっています。

豊かな自然環境は市民の誇りであり、美しい景観を活かした、ウォーキング・サイクリングロードなど、楽しみながら体を動かすための運動環境の整備が期待されます。

◆豊かな農水産物◆

田原市は、太平洋を流れる黒潮の恩恵を受け、年間平均気温は16.4℃、年間降水量は約1,595mm（2004～2013年の平均）と、一年を通して温暖な気候に恵まれています。温暖な気候や豊かな自然条件を活かして、施設園芸や露地野菜、また肉用牛、養豚、養鶏などの畜産が盛んで、農業産出額は全国でトップクラスです。

こういった豊かな農水産物を活かして地産地消や、郷土料理の継承、農業に親しむ機会づくりなどを通して食育を推進しています。

◆息づく地域、助け合いの精神◆

人の温かさ、隣近所の助け合いといった、人や地域の絆の強さは田原市の強みとなっています。近年、地域のつながりと健康との関係について、ソーシャルキャピタル※は、健康増進を導く可能性があるといわれています。例えば、住民相互のつながりが強いと感じている市町村では、平均寿命が長いことが様々な研究において示されています。

地域の絆の強さを活かした、新たな生活支援の取り組みが必要になっています。

※ソーシャルキャピタル

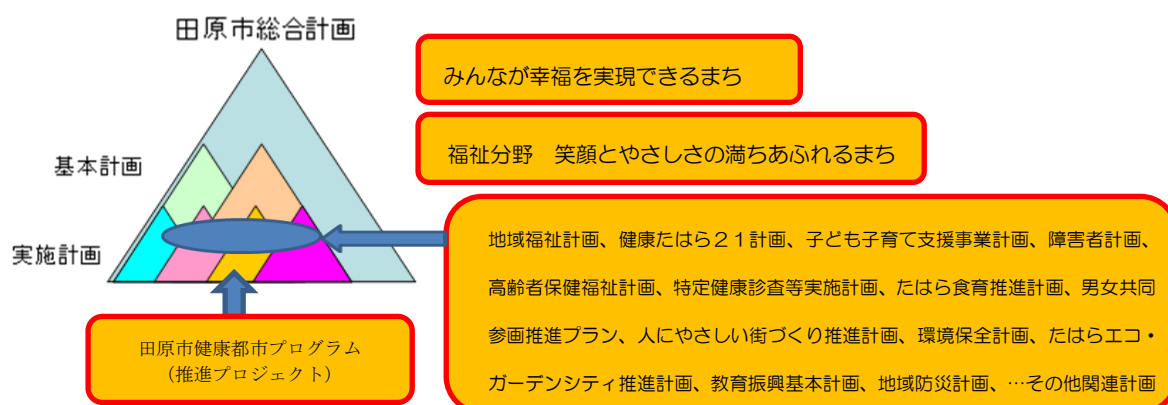
住民や組織同士がつながり、地域に根ざした信頼やネットワークなどの社会関係をいう。ソーシャルキャピタルが蓄積された社会では、相互の信頼関係が得られるため、他人への警戒が少なく、治安・経済・教育・健康・幸福感などに良い影響があり、社会の効率性が高まるとされる。

第3章 田原市健康都市プログラムの概要

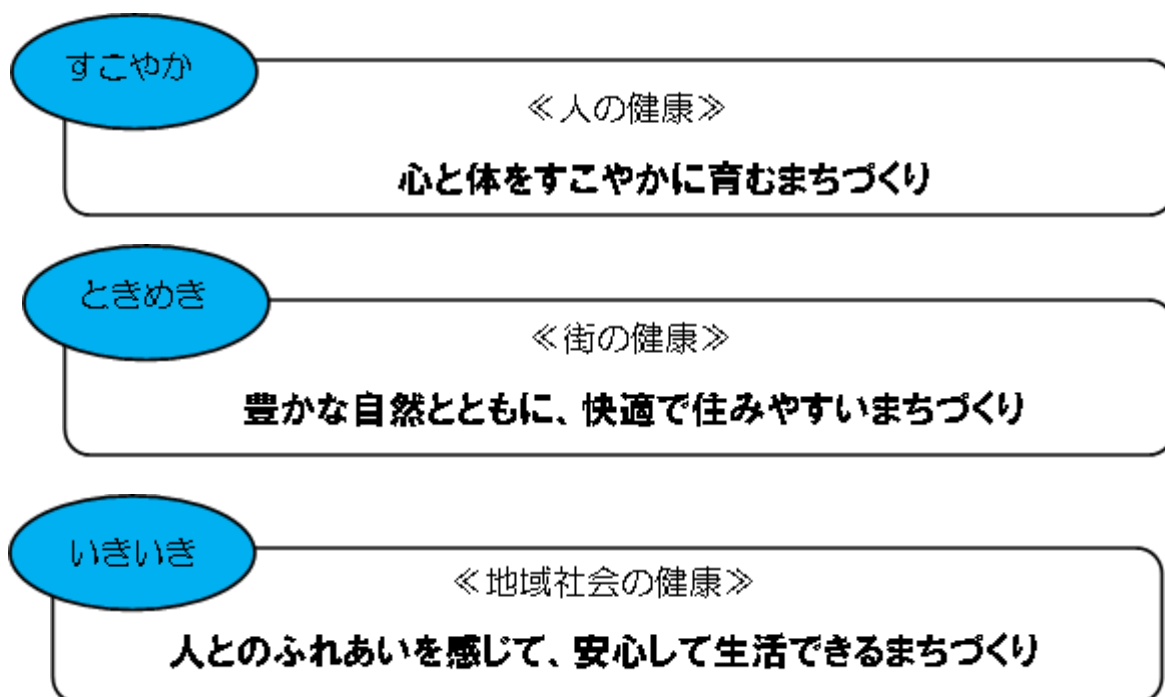
1 健康都市プログラム策定の趣旨

保健、医療など、人の健康づくりに直接的に影響を与える分野と、都市基盤や環境など、人の健康を間接的に支える分野の施策とを一体的に進めるために、健康都市プログラムを策定し、関連施策の連携を図り、総合的な方針を示すものとします。また、目標は健康寿命（健康で長生き）の延伸とし、各種計画において健康に関連する各種施策・事業の目標値を活用して進行管理をしていきます。

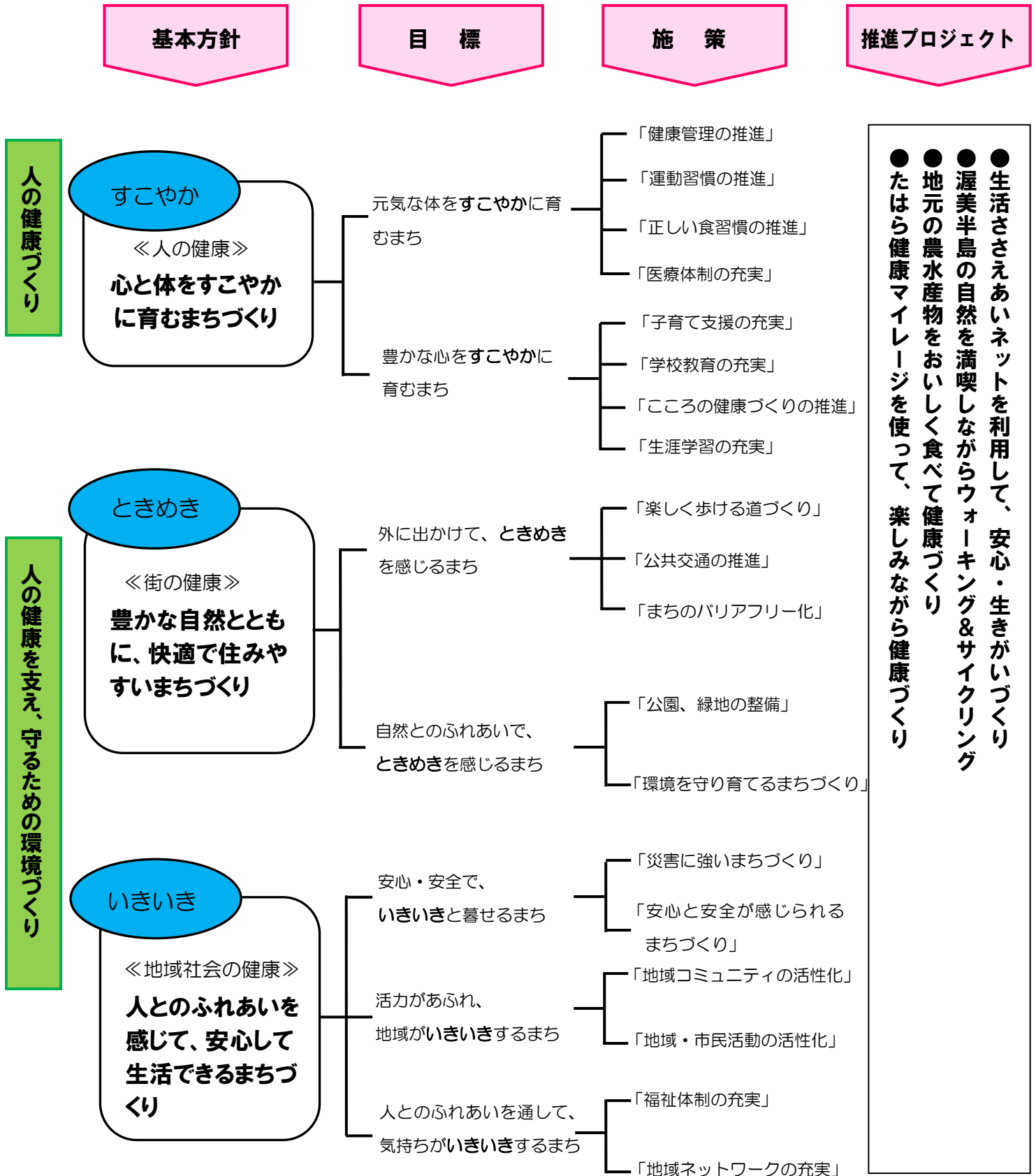
2 健康都市プログラムの位置づけ



3 健康都市プログラムの基本方針



4 健康都市プログラムの体系



5 健康都市推進プロジェクトの設定

| | | 健康都市推進プロジェクト | | | | |
|--------------------|--|--------------|----------------------------|-------------|----------------------|-------------------------------|
| | | から健康づくり | たはら健康マイレージを使って、楽しみながら健康づくり | いしく食べて健康づくり | 地元の農水産物をおいしく食べて健康づくり | 健康都市推進プロジェクト |
| 人の健康づくり | <p>すこやか</p> <p>《人の健康》</p> <p>心と体をすこやかに育むまちづくり</p> | | | | | 生活させえあいネットワークを利用して、安心・生きがいづくり |
| | 元気な体をすこやかに育むまち | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 豊かな心をすこやかに育むまち | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | | |
| 人の健康を支え、守るための環境づくり | <p>ときめき</p> <p>《街の健康》</p> <p>豊かな自然とともに、快適で住みやすいまちづくり</p> | | | | | |
| | 外に出かけて、ときめきを感じるまち | | | ○ | | |
| | 自然とのふれあいで、ときめきを感じるまち | ○ | | ○ | | |
| | <p>いきいき</p> <p>《地域社会の健康》</p> <p>人とのふれあいを感じて、安心して生活できるまちづくり</p> | | | | | |
| | 安心・安全で、いきいきと暮せるまち | ○ | | | | ○ |
| | 活力があふれ、地域がいきいきするまち | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 人とのふれあいを通して、気持ちがいきいきするまち | ○ | | | | ○ |

第4章 施策の展開

すこやか

1 心と体をすこやかに育むまちづくり

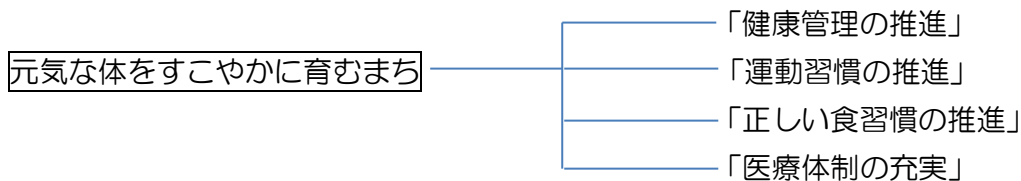
1-1 元気な体をすこやかに育むまち

◆取組方針

いつまでも体の健康を保ち、いきいきとした生活を送るためには、市民一人ひとりが健康に関心を持ち自分の健康状態を知ったうえで、生涯を通じて健康づくりに取り組むことが必要です。

そこで、各種健診等により自分自身の健康状態を把握できる体制の整備と、運動や正しい食事の習慣化をはじめ、乳幼児期から高齢期までの、それぞれの世代に合った健康づくりに取り組むことができる環境の整備を推進していきます。また、市民の健康を守り安心して医療にかかることのできる体制の充実を図っていきます。

◆施策体系



◆施策内容と主要事業

(1) 健康管理の推進

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|-----------|---|------------------------|
| 各種健康診査の実施 | 疾病の早期発見や予防のため、各年齢層に各種健診を実施する。 | 健康課 子育て支援課 保険年金課 |
| 学校健診の実施 | 疾病の早期発見や予防のため、児童・生徒に各種健診を実施する。 | 学校教育課 |
| 保健指導の実施 | 健康状態に適した健康づくりに取り組めるようにするため、乳幼児から高齢期まで、各年齢層に合わせた保健指導を行う。 | 健康課 子育て支援課 高齢福祉課 |

| | | |
|----------|--|------------------------|
| 健康相談の実施 | 健康状態に適した健康づくりに取り組めるようにするため、乳幼児から高齢期まで、各年齢層に合わせた健康相談を行う。 | 健康課 子育て支援課 高齢福祉課 |
| 医療費分析の活用 | 健康管理のため、KDBシステムのデータ分析により地域の健康状況を把握し、現状に合わせた対策を実施し、健診等、健康に関する重要性の普及啓発を行う。 | 保険年金課 |

(2) 運動習慣の推進

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|-----------------|---|---------------|
| 子どもの運動習慣の推進 | 子どもの頃からの運動習慣を定着するため、体を使った遊びや外遊びを楽しむことの必要性を啓発する。 | 健康課 子育て支援課 |
| ウォーキングの推進 | ウォーキングの推進を図るため、ウォーキングキャンペーン推進期間（「あと1,000歩！歩かまい」キャンペーン）を設け、マップを使った啓発活動とモデル地区でのウォーキング教室を実施する。 | 健康課 |
| スポーツの振興 | 各種大会の開催を支援し、市民のスポーツ意識の向上を図り、市のスポーツ振興を図る。 | スポーツ課 |
| スポーツ推進委員の活動支援 | スポーツの振興を図るため、スポーツ推進委員によるスポーツ振興体制を整え、市民に対しスポーツの実技指導や助言を行う。 | スポーツ課 |
| 総合型地域スポーツクラブの推進 | なのはなスポーツクラブ事務局が主体となり、体力に自信がない方や、運動が苦手の方も楽しめる教室を開催し、健康増進を図る。 | スポーツ課 |
| 学校施設の開放 | 市内小中学校の体育館等を利用し、地域の定期的なスポーツ活動の場所として市民に開放し、スポーツ活動の推進を図る。 | スポーツ課 |
| 体育協会活動の支援 | スポーツを愛好し、仲間意識、技術の向上を目的としたスポーツ活動を支援し、市民の健康づくりを図る。 | スポーツ課 |

| | | |
|--------------|---|-------|
| スポーツ少年団活動の支援 | スポーツの喜びや楽しさを体験し、仲間との連携や友情、人間性の育成等を目的に活動を支援する。 | スポーツ課 |
| 介護予防の推進 | 高齢者の健康づくりの推進を図るため、筋力トレーニング教室、心身機能の維持増進のための介護予防教室を開催する。またスポーツジム利用の助成をする。 | 高齢福祉課 |

(3) 正しい食習慣の推進

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|---------------|--|------|
| 食生活の改善 | 健康的な食習慣の実践者の拡大を図るため、栄養教室などを通して食生活について正しい知識の普及を行う。 | 健康課 |
| 食生活改善推進員の活動支援 | 地域住民の健康づくりを推進するため、食生活改善推進員を養成・育成し、食生活改善の実践を行う。 | 健康課 |
| 食育の推進 | 体、心、環境に視点を置いた食育を継続的に実践するため、「たはら食育計画 2016」に基づき、市民、市や関係団体がクッキング教室、食育講演会、食育おはなし会等様々な取組を行い、食育の普及・啓発を図る。 | 農政課 |
| 野菜ソムリエ育成の推進 | 地元の旬な野菜を美味しく、賢く食べてもらうため、ジュニア野菜ソムリエ講座を受講し、資格を取得した方などが「ベジエール渥美」を設立し、市内外の販売所や地域の集まり、イベント会場などで、青果の品質や旬、美味しさ、安全性、機能、レシピ等について楽しく分かりやすく伝える。 | 農政課 |

(4) 医療体制の充実

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|-----------|---|------|
| 救急医療体制の充実 | 急病患者に対する医療体制の確保を図るため、田原市医師会及び田原市歯科医師会が行う在宅当番医制運営に対する補助及び、東三河平坦部の第2次救急医療施設や広域災害・救急医療情報システムの運営に係る費用を補助する。 | 健康課 |
| 公的病院の支援 | 安心して暮らせる地域医療体制を確保するため、市内の公的病院が行う救急医療施設運営や医療従事者確保、高度医療機器整備に対する支援を行うとともに、将来市内の公的病院に勤務する意志のある者に修学資金を貸与する。 | 健康課 |

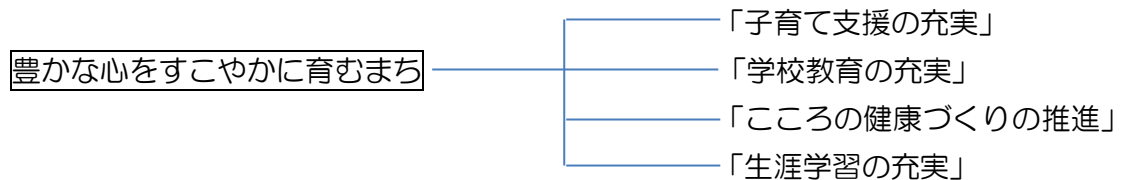
1-2 豊かな心をすこやかに育むまち

◆取組方針

心の健康には、個人の資質や能力のほか、身体状況、社会経済状況、家族や対人関係など多くの要因が影響します。また、人がいきいきと自分らしく生きるためには、心の健康は貴重な条件です。このため、多くの人々が、自分と周りの人のために心の健康づくりに取り組むことが必要です。

そこで、子どもの健やかな成長を育むための子育て支援体制や学校教育の充実、また、生涯学習活動の推進など、すべての世代において生きがいや心のゆとりを高めることができる環境を整えていきます。

◆施策体系



◆施策内容と主要事業

(1) 子育て支援の充実

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|---------------|--|--------|
| 乳幼児をもつ親子の育児支援 | 地域で孤立することなく安心して子育てができるようにするため、家庭訪問や赤ちゃんサロン等の各種教室での親子のふれあい、母親同士の交流を行う。 | 健康課 |
| 乳幼児をもつ親子の育児支援 | 乳幼児をもつ親子を対象に、育児不安等の相談・親子の関わりの援助・子育てのアドバイス・仲間づくり等の育児（子育て）支援を目的として、地域子育て支援センターを運営する。 | 子育て支援課 |
| 保育体制の整備 | 保護者の就労又は疾病等の理由により家庭で保育することができない児童を保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。また、就学前児童の保育・教育の促進を図る。 | 子育て支援課 |

| | | |
|-------------------------|---|---------------------|
| <p>子ども・子育て支援の総合的な推進</p> | <p>平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始に備えて、田原市子ども・子育て会議を設置し、田原市子ども・子育て支援事業計画を策定する。また、新たな子ども・子育て支援制度により、保育園・認定子ども園等の施設給付が1本化されることに伴い、現システムと連携した新たな給付システムを構築する。</p> | <p>子育て支援課</p> |
| <p>障害児の発達支援</p> | <p>発達に支援が必要な児童に関する相談窓口として田原福祉センター内に開設した「こども発達相談室」の運営及び保育所における発達障害児対応の助言・支援を行う。</p> | <p>子育て支援課</p> |
| <p>放課後子ども教室の実施</p> | <p>小学生を対象に、安全な居場所を設けて、地域の方々の参画の下、勉強やスポーツ、文化活動、地域の方々との交流活動などの取組みを行う。</p> | <p>文化生涯 学習課</p> |
| <p>児童クラブの運営</p> | <p>共働きなどの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。</p> | <p>文化生涯 学習課</p> |
| <p>図書館における子育て支援</p> | <p>新しいお父さん・お母さんに対し図書館利用を促すことにより、子育ての手助けを行う。絵本を通して、赤ちゃんとその成長に関わる人が、お互いに心を通い合わせ幸せを感じられるきっかけをつくる。また、本に親しむきっかけをつくる。</p> | <p>図書館</p> |

(2) 学校教育の充実

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|---------------------|---|-------------|
| 教育相談の充実 | 悩みをかかえた児童・生徒に対し、学校・家庭と連携を図りながら細やかな相談や指導及び助言を行うため、校内における生活支援や個別指導など児童生徒の教育活動を支援する。 | 学校教育課 |
| ふるさと学習の推進 | 家庭・地域と連携し、豊かな体験を通して、ふるさと田原の人・もの・ことへの愛着を深め、地域で生きる喜びを高める。 | 学校教育課 |
| キャリア教育の推進 | 「夢をもつことの大切さ」、「仲間と協力することの大切さ」などを伝え、健全な心の発達を支えるため、小学生5年生、中学2年生の全クラスに、プロ選手及びOBらを「夢先生」として派遣する。 | 学校教育課 |
| 「夢 worker リンク」事業の実施 | 「地域の子供たちに地域の職業人が仕事について教える場」として、第一線で働いている方に中学校へ出向してもらい、「仕事について」の講座を行う。また、講師の紹介や体験学習のコーディネーターなどキャリア教育支援を行う。 | 文化生涯 学習課 |

(3) こころの健康づくりの推進

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|---------------|--|-------------|
| 心とからだの健康相談の実施 | 心の健康を保つため、健康に関する不安や心配ごとについて、個別相談や電話による相談を行う。 | 健康課 |
| 地域福祉活動の推進 | 心の健康を保つため、日常生活上のあらゆる心配ごとについて、各種委員との協働により適切な助言、指導を行う。 | 地域福祉課 |
| 子ども・若者の支援 | 不登校・ひきこもりなど自立ができないおおむね30歳代までの子ども・若者に関する相談を受ける。また、家族のつどいなどを開催し、悩みを抱え込まないように家族支援も行う。 | 文化生涯 学習課 |

| | | |
|----------------|---|-------|
| 介護予防の推進 | 高齢者が元気で健康な生活が継続できるよう、閉じこもり予防教室、音楽療法教室などを開催する。 | 高齢福祉課 |
| 高齢者の生きがい対策の推進 | 高齢者が生きがいを持って社会活動ができるよう、老人クラブ連合会に委託してスポーツレクリエーション活動や趣味のグループの育成などを実施する。 | 高齢福祉課 |
| 図書館での元気な高齢者づくり | 図書館の資料等を利用し、回想法や読み聞かせを行い健康づくりの支援をする。 【元気はいたつ便・訪問サービス】 | 図書館 |

(4) 生涯学習の充実

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|---------------|---|----------------------|
| 生涯学習講座等の開催 | 学びで得た成果を他の人の学びに活かす市民カレッジを開催し、個人の学びを還元する。 | 文化生涯 学習課 |
| 地域における人づくりの推進 | 地域における市民の学びを推進するため、市民館と校区が連携した人づくり事業（市民館講座・教育講演会・世代間交流事業・ふれあいイベント・スポーツ大会等）について、校区コミュニティ協議会に地域づくり活動推進交付金を交付し、事業実施の支援を行う。 | 市民協働課 文化生涯 学習課 |
| 市民館の整備 | 学びの拠点である市民館を、市民が身近で利用しやすい施設となるよう環境を整える。 | 文化生涯 学習課 |
| 生涯読書の推進 | 高齢者介護施設の入所者やスタッフが必要とする図書館資料を、月1回の図書館指定日に配達・回収を行う。 | 図書館 |

ときめき

2 豊かな自然とともに、快適で住みやすいまちづくり

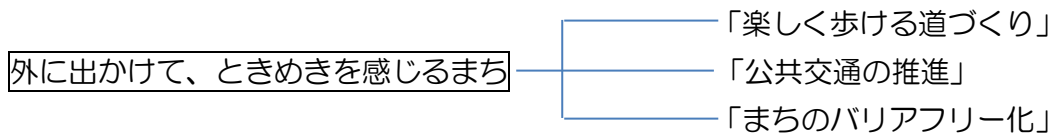
2-1 外に出かけて、ときめきを感じるまち

◆取組方針

年齢や障害の有無に関わらず、外に出かけ様々な活動に参加して人とふれあうこと、買い物などの日常生活に必要なことが一人でできることは、生きがいや健康を高めることにつながります。また、安全で楽しみながら緑の中や街中を歩ける道は、外に出かける人を増やすことにつながります。

そこで、歩きやすい歩道の整備や段差の解消、公共施設のバリアフリー化などにより、誰もが外出しやすい環境づくりを図ります。また、通学や通勤、通院や買物に車で行くことのできない市民にコミュニティ乗合交通等の運行や運行支援を行うとともに、公共交通（路線バスや渥美線）の利用環境の整備や利用促進などを図り、だれもが安心して移動できるまちを目指した公共交通ネットワークを確保します。

◆施策体系



◆施策内容と主要事業

(1) 楽しく歩ける道づくり

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|---------|--|-------|
| 道路の整備 | 誰もが快適に利用できるような道路整備を行い、日常生活の利便性向上、安全性・快適性の向上を図る。 | 土木課 |
| 道路管理の充実 | 交通の安全性・快適性の向上を図るため、道路の修繕工事、清掃および草刈りを実施する。また、道路の管理、清掃についてアダプトプログラムを活用して、環境美化に努める。 | 維持管理課 |

(2) 公共交通の推進

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|----------|---|-------|
| 公共交通網の形成 | 鉄道・路線バスなどの市内公共交通網を充実し、マイカー利用以外の移動手段を確保し、市民の社会参加・外出を促す。 | 経営企画課 |
| 各公共交通の確保 | 市街地間を結ぶ路線バス及び集落部から市街地を結ぶコミュニティバス・乗合タクシーの路線を確保・維持する。 | 経営企画課 |
| 乗継環境の改善 | 鉄道・路線バスなどの公共交通相互やマイカーから公共交通への乗り継ぎを向上させるため、駅・バス停の待合環境、運行ダイヤ等を改善する。 | 経営企画課 |
| 利用促進の展開 | 公共交通の利用を増加させ、運行水準を確保・向上させるため、運行情報のPR、行政・市民・事業者が連携した利用促進活動を展開する。 | 経営企画課 |

(3) まちのバリアフリー化

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|------------|--|-----------------------|
| バリアフリー化の推進 | 高齢者や障害者など誰もが利用しやすいように、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、人にやさしい街づくり歩行空間を整備する。また、住居内の段差解消など、生活空間の改修についても支援する。 | 建築課 高齢福祉課 地域福祉課 |

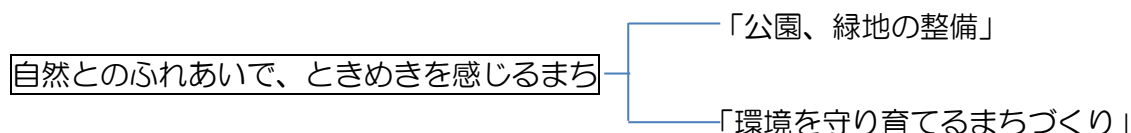
2-2 自然とのふれあいで、ときめきを感じるまち

◆取組方針

緑あふれる空間に身をおくこと、自然とのふれあいやレクリエーション活動ができる公園での健康運動活動は、身体的な健康やこころの安らぎといった心の健康のみならず、人とのつながりや生きがいなど社会的な健康の向上を促す効果が期待できることも分かってきています。

そこで、公園等の都市基盤の充実により、市街地を安心安全でにぎわいのあふれる楽しい空間、くつろぎを感じられる場として整備していきます。また田原市の自然を活かした景観形成を進め、緑の中で憩いと休息ができる公園・緑地を整備していきます。田原市には、美しい自然環境、田畑などの特徴的な景観があります。市民や地域と一体となった自然環境の保全活動により、恵まれた自然環境を次世代へ継承します。

◆施策体系



◆施策内容と主要事業

(1) 公園、緑地の整備

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|------------|---|-------------|
| 公園・緑地管理の充実 | 安全で快適に利用できる場の創出を図るため、都市公園及びその他公園、緑地などの維持管理や、施設の点検・修理などを地域との協働により行う。 | 維持管理課 |
| 公園、緑地等の整備 | 中央公園、福江公園等公園、緑地の整備により、市民の憩いの場の提供、レクリエーションの創出を図る。 | 街づくり 推進課 |

(2) 環境を守り育てるまちづくり

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|-----------------|---|---------|
| 環境保全対策の推進 | 環境保全への意識高揚のため、環境講座や水生生物調査、自然観察会を開催し、環境学習の充実を図る。 | 環境政策課 |
| エコ・ガーデンシティ構想の推進 | 地域資源を活用し、環境と共生する豊かで持続する地域を目指した「たはらエコ・ガーデンシティ構想」の実現を図る。 | 環境政策課 |
| 省エネルギー普及の促進 | 地球温暖化防止対策の一層の促進を図るため、省エネルギー活動の普及啓発を目的とした事業を実施する。 | 環境政策課 |
| 新エネルギー普及の促進 | エコ・エネルギー導入プロジェクトを推進するため、新エネルギー等を活用する設備を導入しようとする市民・事業者に対して補助を行う。 | 環境政策課 |
| ごみ減量・資源化の推進 | 廃棄物の適正処理及び減量化等を推進するため、PR等により住民意識の向上を図り、ごみ分別の徹底や資源の再利用を促進する。 | 清掃管理課 |
| 街並景観形成の推進 | 「田原市景観基本計画」に基づき、景観資源の保全、誘導を図るとともに、さらなる良好な街並み景観の形成を図る。 | 街づくり推進課 |
| 里山保全活動の推進 | 市民による里山の保全活動を推進するため、保全に関する知識や技術を習得する機会を提供する。 | 街づくり推進課 |

いきいき

3 人とのふれあいを感じて、安心して生活できるまちづくり

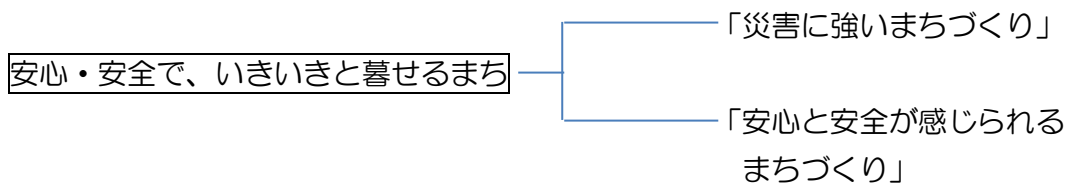
3-1 安心・安全で、いきいきと暮せるまち

◆取組方針

健康で快適な生活を維持するためには、災害や犯罪などの危険から市民の生命・財産を守ることが重要です。平成26年5月に愛知県から東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果が公表されており、これらの被害想定などに基づき地域の防災対策を強化する必要があります。また、犯罪や交通事故から市民を守り、安心して暮せる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの安全に対する意識の高揚を高めるとともに、市民や地域ぐるみの活動が必要です。

そこで、防災対策、防犯対策、交通安全対策の一層の充実を図り、市民の健康と安全を守る生活環境の整備を地域とともに推進していきます。

◆施策体系



◆施策内容と主要事業

(1) 災害に強いまちづくり

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|-----------|--|-------------|
| 防災意識の啓発 | 市民の防災意識の高揚、防災・減災能力の向上を図るため、各種訓練の実施、防災講座などを開催する。 | 防災対策課 |
| 各種計画の見直し | ハード・ソフト対策を組み合わせることで総合的な防災対策を効果的に推進するため、地域防災計画を始め各種計画の作成や見直しを行う。 | 防災対策課 |
| 防災キャンプの開催 | 学校・地域との連携により防災キャンプを開催し、子どもたちの防災意識を高めるとともに、子どもたちから家庭等に防災についての情報発信を行うことにより地域防災力の向上を図る。 | 文化生涯 学習課 |

(2) 安心と安全が感じられるまちづくり

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|-----------|---|-------|
| 救命講習の普及 | 家庭や職場で家族や同僚が倒れた時に適切な応急手当ができるように、様々なニーズに合わせた救命講習を開催する。 | 消防署 |
| 防犯灯整備の推進 | 市民協働の基礎団体として位置付けている地域コミュニティ団体の防犯施設（防犯灯）の整備を支援するため、防犯灯施設設置事業補助金による支援を行う。 | 市民協働課 |
| 地域防犯の推進 | 市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、防犯囑託員（青色回転灯車両）による地域巡回や警察、市、防犯関連団体等との連携した防犯啓発活動及び情報発信を行う。 | 市民協働課 |
| 交通安全の推進 | 市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故防止に努めるため、自治会や警察等と協力し、交通安全街頭指導活動や街頭キャンペーン等の啓発を行う。 | 市民協働課 |
| 交通安全施設の整備 | 交通事故の防止を図り、市民の安全な道路交通を確保するため、市内の交通危険箇所に道路反射鏡等交通安全施設の整備・補修を行う。 | 市民協働課 |

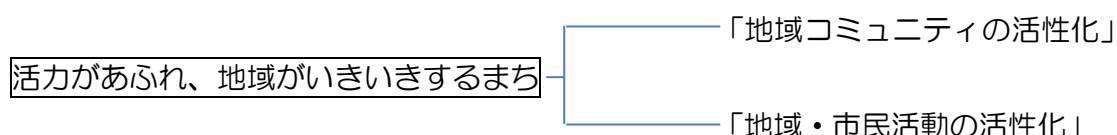
3-2 活力があふれ、地域がいきいきするまち

◆取組方針

市民がさまざまな社会的活動に参加することは、地域の活力を高めることにつながります。また、地域のつながりが高い地域ほど健康度が高いというデータも出ており、健康なまちづくりを考えるうえで、地域の自主的な取り組みは、健康都市として、健康なまちづくりを推進していくうえで必要なものです。

そこで、市民参加と協働を基本として、地域コミュニティ団体、NPO・ボランティア団体などとの連携と適切な役割分担により、市民や地域主体のまちづくりを推進します。

◆施策体系



◆施策内容と主要事業

(1) 地域コミュニティの活性化

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|---------------|---|-------|
| 地域コミュニティ活動の推進 | 地域コミュニティ団体の活性化と、市の協働体制を強化するため、地域コミュニティ連合会補助金の交付ほか地域コミュニティ連合会の運営支援等を行う。 | 市民協働課 |
| コミュニティ活動の支援 | 市民協働の基礎団体として位置付けている地域コミュニティ団体の活動支援のため、校区コミュニティ協働助成金、地区自治会協働助成金の交付等による支援を行う。 | 市民協働課 |
| コミュニティ施設等の整備 | 市民協働の基礎団体として位置付けている地域コミュニティ団体の活動拠点となる施設等の整備に際し、地域の負担軽減を図るため、地域コミュニティ施設整備補助金の交付による支援を行う。 | 市民協働課 |

| | | |
|-----------|--|-------|
| 地域福祉活動の推進 | ボランティア活動を行う個人・団体の養成や活動支援を行うボランティアセンターの運営を助成する。 | 地域福祉課 |
|-----------|--|-------|

(2) 地域・市民活動の活性化

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|-----------------|--|-------|
| 市民協働まちづくりの推進 | 市民協働のまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり事業補助金、新規団体補助金、人材養成活動補助金、市民活動チャレンジ支援補助金等の交付による支援を行う。 | 市民協働課 |
| 市民活動の推進 | 市民協働のまちづくりを推進するため、NPO等の市民活動団体に対する情報や連携の場などの提供、市民活動支援センターの設置運営、市民活動交流会開催や市民活動向上事業補助金交付等により市民活動の促進を図る。 | 市民協働課 |
| 男女共同参画の推進 | 男女共同参画社会の実現を目指し、市民の意識高揚を図るため、男女共同参画フェスティバルを開催する等、田原市男女共同参画プランに基づく施策推進を行う。 | 市民協働課 |
| 中小企業者チャレンジ支援の推進 | 中小事業者を構成員とする団体、まちづくり会社などが行う「新商品・新サービスの開発事業」、「商業・サービス機能の向上に寄与する施設整備事業」の事業計画の立案を支援するため、体制並びに制度を構築し、中小事業者による経済活動の活力向上を図る。 | 商工観光課 |

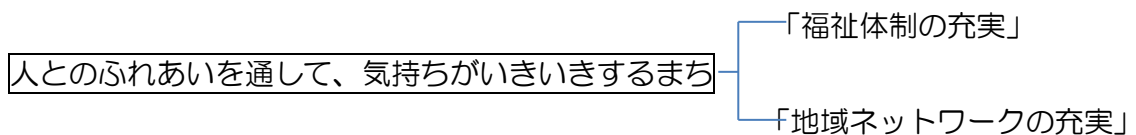
3-3 人とのふれあいを通して、気持ちがいきいきするまち

◆取組方針

高齢者や障害者に限らず、誰もが地域の中で自立した生活を送り、安心して暮らしていくことを望んでいます。自分でできることは自分で行い（自助）、生活の中で手助けが必要になった時には、身近な地域（共助）や福祉サービス（公助）で支えていくことができる社会を形成していくことが大切です。

そこで、子どもから高齢者までの幅広い世代の生活を支えていくため、福祉サービスなどの福祉体制や地域における支援ネットワークの充実を図っていきます。また、公的支援だけではなく、市民が自主的に福祉活動に参加し、住民同士の交流を通して地域での支援を行うことができる体制を整えていきます。

◆施策体系



◆施策内容と主要事業

(1) 福祉体制の充実

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|-----------|--|----------------|
| 外出支援の充実 | 障害者・高齢者が外出しやすい環境を整えるため、タクシー、バス、電車、福祉車両を利用する場合の料金を助成する。 | 高齢福祉課 地域福祉課 |
| 生きがい対策の推進 | 高齢者に就労を通じた社会貢献の機会を提供するため、シルバー人材センターの運営を支援する。 | 高齢福祉課 |
| 地域支援体制の充実 | 障害者・高齢者とその家族への総合的な支援を行うとともに、地域における支援ネットワークの構築等を行うため、地域包括支援センターと障害者総合相談センターを設置する。 | 高齢福祉課 地域福祉課 |

| | | |
|-------------|---|----------|
| 医療と介護の連携の推進 | 高齢者等の地域での生活を支えるため、医療機関と介護事業所との連携を推進し、医療と介護の一体的な提供体制を築く。 | 高齢福祉課 |
| 権利擁護の推進 | 高齢者や障害者等で判断能力が不十分な方の権利擁護のため、成年後見センターを設置する。 | 地域福祉課 |
| 介護職員の養成 | 2年課程の介護福祉士養成校として、地域や施設での実践等を通して、人間性豊かな介護福祉士を養成する。また、介護人材を育成するため、介護職員初任者研修を行う。 | 田原福祉専門学校 |

(2) 地域ネットワークの充実

【主な取組】

| 基本事業 | 事業内容 | 所管課室 |
|--------------|---|-------|
| 地域交流の場の拡充 | 地域住民が相互に協力して障害者や高齢者の支援を行うため、地域のネットワークづくりや交流の場として「サロン」を開設する。 | 地域福祉課 |
| 高齢者の見守り活動の充実 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、普段の声かけや見守り活動、ふれあい活動などの地域の取り組みを支援する。 | 高齢福祉課 |
| 地域福祉活動の推進 | 「地域通貨」を使用した「生活ささえあいネット」を運営し、地域で生活していく上でのちょっとした困り事の解消のため、住民相互が気軽に助け合える仕組みをつくる。 | 地域福祉課 |
| 介護者支援の充実 | 在宅で高齢者を介護している方の精神的、身体的負担の軽減を図るため、介護教室や介護相談を実施する。 | 高齢福祉課 |

| | | |
|----------------------------|---|----------------------|
| <p>地域に開かれた福祉教育の 実践</p> | <p>市民等を対象に、公開講座、公開セミナーを開催するとともに、市内小中学校や高校の児童・生徒に対して、福祉学習支援の観点から、本校での「1 日体験入学」の実施や学校に出向いて福祉の魅力を紹介する講座を実施する。また、専門性を活かし、介護や福祉について、より多くの市民に楽しく学んでもらうため、オープンカレッジを開講する。</p> | <p>田原福祉 専門学校</p> |
|----------------------------|---|----------------------|

第5章 健康都市推進プロジェクト

健康都市推進プロジェクトは、田原市にある資源や特性など強みを活かして、部局横断的に関連する事業を連携して一体的に推進することで、より効果的に健康都市の推進を図るものです。今後も、取組計画に基づいて、田原市健康都市推進会議の中で検討を行い、新たな事業展開を図っていきます。

また、健康都市の推進は、行政のみで推進するものではなく市民とともに推進していくものです。市民や団体、地域との協働により、誰もが主体的に健康づくりに取り組める環境を整えていきます。

今回のプログラムでは、次の4つの施策を推進プロジェクトとして、健康都市の推進を図ります。

1 たはら健康マイレージを使って、楽しみながら健康づくり

★市民が主体的に健康づくりに参加して、健康行動実践者の拡大と定着化を図る。

○楽しみながら事業に参加し、健康の意識づけと健康関連事業への参加を促す。

○自主的な健康づくりを応援し、市全体の健康気運を高める。

◆たはら健康マイレージ◆

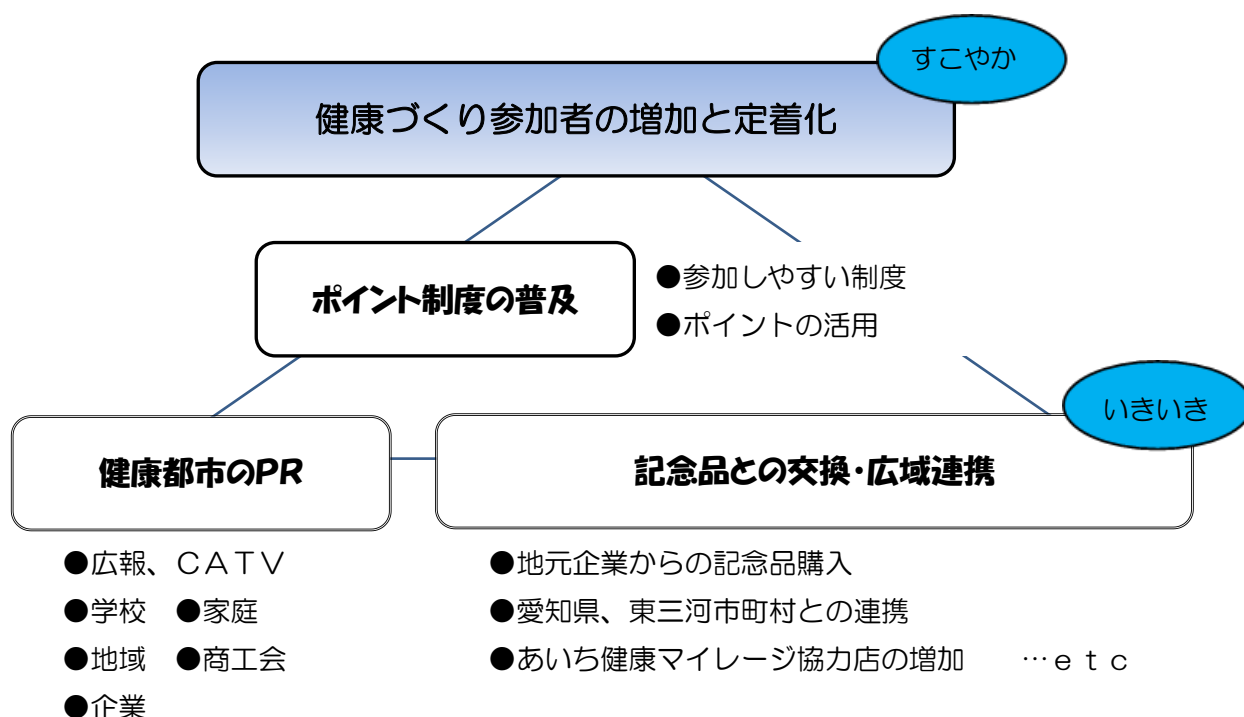
自主的な健康づくりの目標を設定し、健診（検診）の受診、健康都市関連イベント・講座などへの参加をポイント化し、ポイントを集めると記念品と交換できる制度です。

【取組計画】

| | 最初の取組 | 中期 | 長期（10年後以降） |
|-------|---|-------------------------|-----------------------|
| | （目指す姿） | | |
| | ●マイレージをきっかけに、健康に興味を持つ。 | ●健康づくりが楽しいと思え、自主的に取り組む。 | ●健康づくりの取り組みが、地域に広がる。 |
| | （取組計画） | | |
| 地域・団体 | ●景品の地域及び民間活用 ●地域の健康づくりイベントをポイント対象に追加 | ●企業との連携した制度設計 | ●ポイントの活用（電子マネー、地域通貨等） |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ●たはら健康マイレージの開始 ●あいち健康マイレージとの連携 ●ポイント対象イベント講座及び記念品の追加 | <ul style="list-style-type: none"> ●東三河広域での制度設計 | <ul style="list-style-type: none"> ●ポイント管理の電子化 |
|----|--|--|---|

【たはら健康マイレージを使って、楽しみながら健康づくりの推進イメージ】



たはら健康マイレージ
(チャレンジカード)



たはら健康マイレージ
(記念品)

2 地元の農水産物をおいしく食べて健康づくり

★田原市の農水産物を利用して、食育の推進を図る。

○健康に着目し、特に野菜の効能、野菜摂取の普及啓発を図る。

○田原市の農水産物の良さを啓発し、地産地消を推進する。

◆野菜摂取の普及啓発◆

食生活改善推進員とともに、野菜摂取に関する健康教育を実施します。また、学校の授業や地域、団体の集まりにおいてベジエール渥美による出前講座を行い、野菜等の品質、栄養、旬、レシピ等を伝え、野菜に対する知識と理解を深め、野菜摂取の促進につなげます。学校では、栄養教諭を中心に給食の時間を利用して野菜に関する栄養指導を行います。

◆田原市の農水産物の魅力を発信◆

ベジエール渥美とともに、地元の農産物のPRと合わせて地産地消の啓発を行います。

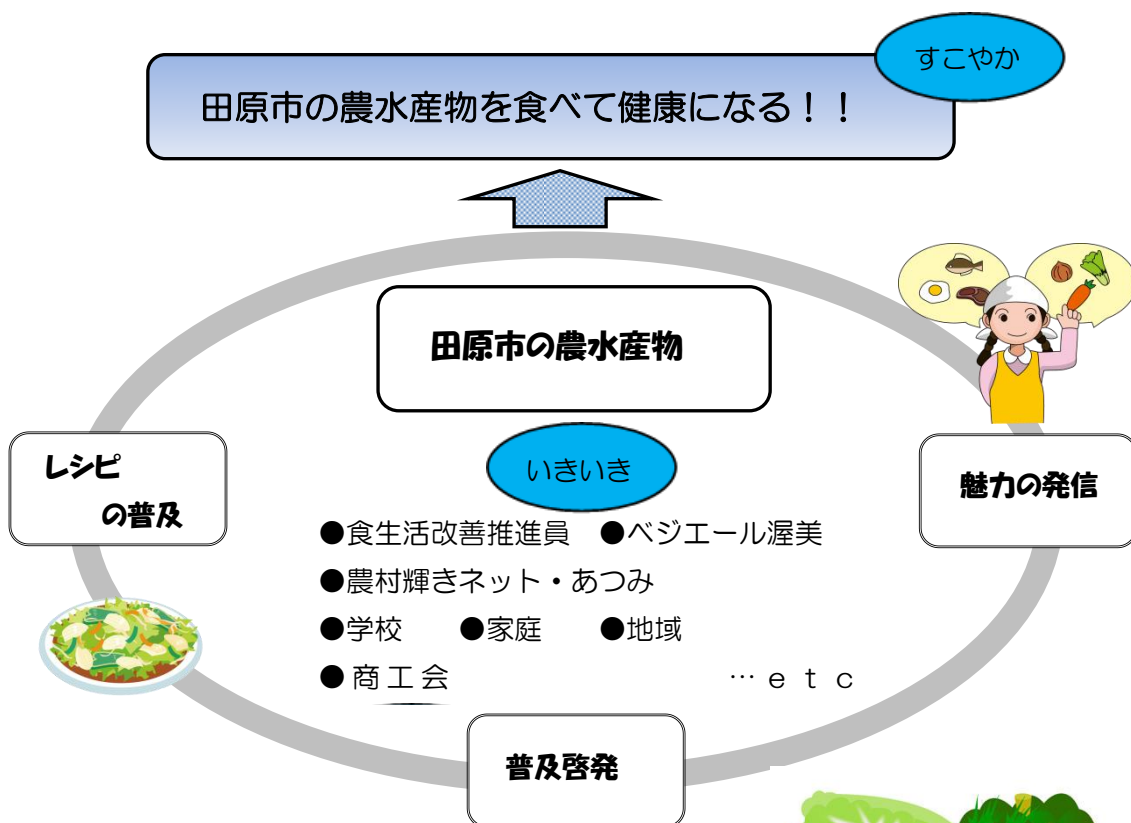
◆田原市の農水産物を活用したレシピの普及◆

ベジエール渥美と食生活改善推進員等が共同でヘルシー定食レシピを考案し、それを情報発信することで、地元の農水産物への関心を深め、特に野菜摂取の促進につなげます。また、農村女性グループで組織する「農村輝きネット・あつみ」が主催する地元農産物を活用した加工品・料理コンテストでの優秀作品について、広報での紹介や学校給食での献立メニューへの検討、地元飲食店メニューとして推奨します。

【取組計画】

| | 最初の取組 | 中期 | 長期（10年後以降） |
|-------|---|--|---|
| | （目指す姿） | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●野菜の効能を知る。 ●美味しく食べるコツを知る。 | <ul style="list-style-type: none"> ●野菜の摂取拡大の活動が地域全体に広がる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●田原市の農水産物を知って、食べて、健康になる。 |
| | （取組計画） | | |
| 地域・団体 | <ul style="list-style-type: none"> ●ベジエール渥美による出前講座を行う。 ●ベジエール渥美&食生活改善推進員等により健康レシピを考案する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●商工会等と連携して、野菜メニューを取り入れる。 | <ul style="list-style-type: none"> ●商工会等と連携して、野菜フェアを開催する。 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ●田原市の農水産物を使ったレシピ集を作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●野菜摂取“習慣”キャンペーンを実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「田原の農水産物で、健康キャンペーン」を全国に向け展開する。 |

【地元の農水産物をおいしく食べて健康づくりの推進イメージ】



(食の案内人/食生活改善推進員)



(ジュニア野菜ソムリエ/ベジエール渥美)

3 渥美半島の自然を満喫しながらウォーキング&サイクリング

★ウォーキングやサイクリングを中心とした運動習慣の促進を図るとともに、エコライフの推進を図る。

○手軽にできるウォーキング習慣を推進する。

○歩くこと自転車に乗ることを習慣づけ、安易に自動車に乗らないエコライフを推進する。

○楽しみながらウォーキング、サイクリングの継続を推進する。

○ウォーキングやサイクリングなどの運動を、安全に安心して続けられる道の整備を進める。

◆ウォーキングの啓発◆

「あと1,000歩!歩かまい」キャンペーンとして、10月~1月を推進期間として、ウォーキングの実施を促します。また、田原ウォーキングマップ、たはらアルプストレッキングガイド等、楽しく歩けるコースを紹介し、田原市の魅力を実感しながらウォーキングが継続できるように推進していきます。

◆魅力ある機会づくり◆

《ウォーキング大会》

幅広い年齢層が楽しみながら参加できるウォーキング大会の開催を推進するとともに、地域が連携して実施するウォーキング大会を支援します。

《渥美半島ぐる輪サイクリング》

愛知県サイクリング協会の主催で行われるサイクリングイベントに支援、協力します。

◆自転車利用促進◆

市内のサイクリングコースを紹介し、市民が運動の一つとしてサイクリングコースを活用してサイクリングに親しむなど、自転車を利用した観光レクリエーションにつなげます。

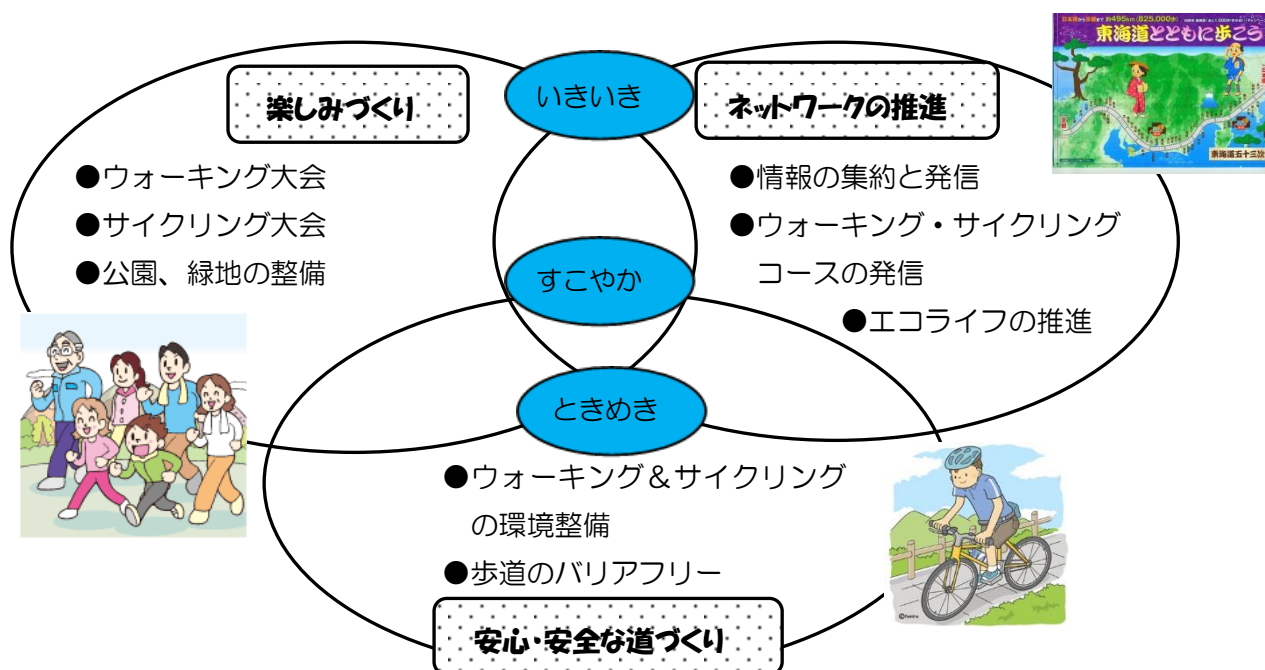
◆ウォーキング&サイクリングの環境整備◆

気軽にウォーキングやサイクリングを楽しめるような、道路環境の整備に取り組みます。

【取組計画】

| 最初の取組 | | 中期 | 長期（10年後以降） |
|--|--|--|--|
| （目指す姿） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●ウォーキングが身近なものになる。 ●地域でウォーキング大会が開催される。 | | <ul style="list-style-type: none"> ●多くの市民がウォーキング大会に参加する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●安心して歩ける道が増える。 ●中心市街地が人や自転車に優しい空間になる。 ●安易に自動車に乗らないエコライフが推進される。 |
| （取組計画） | | | |
| 地域・団体 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域でのウォーキング大会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ●ウォーキングコースを活用したウォーキングイベントの開催 | |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ●ウォーキング効果の啓発 ●ウォーキングマップ、トレッキングコースをまとめて冊子化 ●ウォーキングマップをまとめて、HPに掲載 ●ウォーキング大会、自主グループのPR | <ul style="list-style-type: none"> ●歩道延伸、自治会への防犯灯整備補助などの環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●ウォーキングコースの整備 ●サイクリングコースの整備 ●歩道や自転車乗用空間の整備 ●ウォーキングアプリの開発・活用 |

【渥美半島の自然を満喫しながらウォーキング&サイクリングの推進イメージ】



4 生活ささえあいネットを利用して、安心・生きがいづくり

★生活ささえあいネットを利用して、支援される側の安心、支援する側の生きがいづくり及び地域の活性化を図る。

- 日常生活でちょっとしたお手伝いを必要とする方の安心を確保する。
- サポーター（支援者）のやりがいや生きがいづくりにつなげる。
- 地域コミュニティの再生、活性化を図る。

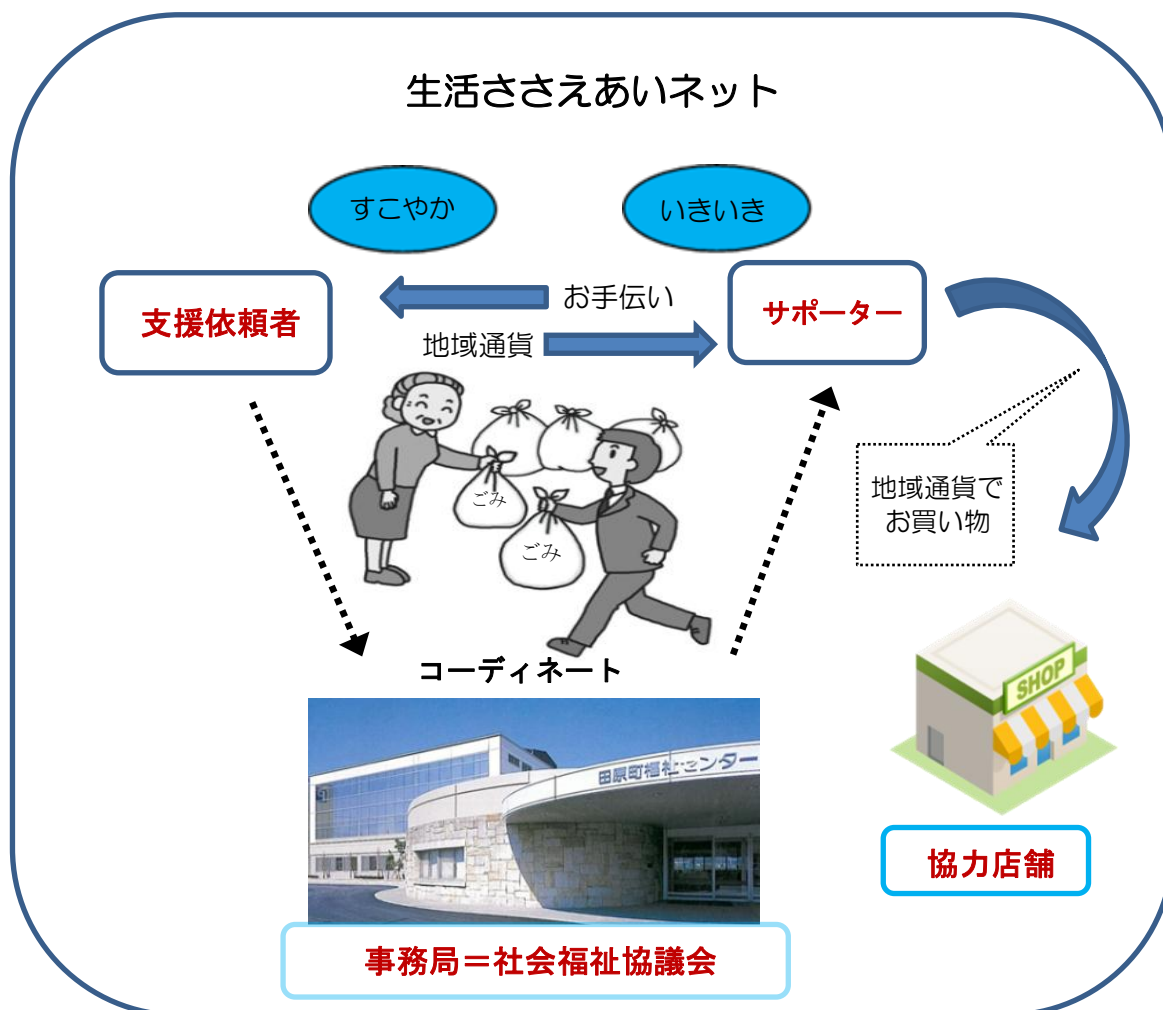
◆生活ささえあいネット◆

高齢者や障害のある方、子育て世帯の方などが、生活をしていく上でのほんのちょっとした困りごとがあった時に、手助けしてくれる地域のサポーターを紹介する仕組みです。「頼みたいけどお礼をどうしたら良いか、現金ではよそよそしさを感じてしまう」そんな声から地域通貨を使用することにしました。サポーターが支援依頼者から受け取った地域通貨は、趣旨に賛同してくれる協力店舗で商品の購入時等に使用でき、また、自分の依頼した時に使用することができます。

【取組計画】

| 最初の取組 | | 中 期 | 長 期（10年後以降） |
|-----------------|--|---|---|
| （目指す姿） | | | |
| ●支援を提供できる体制が整う。 | | ●実施地域を拡大する。 ●支援を提供できる人が増える。 ●支援を必要な人が自主的にニーズを発する。 | ●住み慣れた町で安心して生活できる。 ●地域の中で支え合うことが自主的に地域の中でできる。地域のニーズを見える形にし、コーディネートする仕組みができる。 |
| （取組計画） | | | |
| 地域・団体 | ●商工会との連携。協力店舗の登録 | ●交流の場づくり。 ●協力店舗として大型店舗の登録 | ●各地区で地域単位でのニーズのコーディネートが可能にする。 |
| 行政 | ●先行地域として2～3か所を実施する。 ●サポーターの研修、レベルアップ研修、福祉専門学校との連携 | ●介護予防事業と子育て支援との連携 | ●子育て支援、高齢者、障害者支援制度の連携。1つのシステムで必要な人が使えるようにする。 |

【生活ささえあいネットを利用して、安心・生きがいをづくりの推進イメージ】



- 支援（お手伝い）の一例
- ごみ出し、分別
 - 衣類等の洗濯等
 - 食事づくり
 - 電球交換等軽微な修繕
 - 買い物、手続き代行
 - 散歩、買い物等付添
 - 住居等の清掃・整理整頓
 - 日常的な家周り手入れ
 - 話し相手、見守り …

○地域通貨の単位は「菜（さい）」です。

- 100菜で30分相当の支援（お手伝い）利用です。
- 10枚綴り、1,200円（事務手数料200円）で販売します。

○サポーターが受け取った地域通貨は、ご自身やご家族が支援を依頼するときに使用できるほか、協力店舗でも使用することができます。

（100菜＝100円）

第6章 健康都市の推進

1 市民一人ひとりの健康づくりの推進

市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むことが大切です。健康にあまり関心のなかった人たちにも興味を持ってもらえるように取り組んでいきます。また、健康づくりの取り組みを持続させ、人づくりを進め、仲間づくりや連携の機会を増やし、健康づくりの輪を広げます。

◆情報の集約・発信◆

広報やホームページ、健康講座等を通じて、健康都市に関する取り組みを周知するとともに、市民の健康意識の向上を図ります。また、健康に関する市民の取り組みについても広く紹介することで、相互の交流と情報の共有を推進します。

◆イベントの開催◆

健康づくりに取り組むきっかけづくり、継続的な健康づくりの取り組み支援として、講演会、ウォーキング大会、市民団体等の活動発表など、市民を対象にした健康に関する行事を行い、市内全体に健康づくりの輪を広げます。

2 協働による地域活動の推進

健康都市の推進は、市の施策だけで推進できるものではありません。市民と行政が一体となって、健康都市の実現に向けて取り組むことが不可欠です。

地域には、健康づくりに取り組む個人や団体が存在しています。これらの人々は、地域の人々とともに、地域に根ざした活動をしています。地域の人々の健康を継続的に維持増進していくために、地域で活躍するこういった人々を中心とした組織で、健康都市プログラムを推進していきます。また、健康づくりに取り組む市民の活動を応援し、健康づくりに取り組む個人や団体を増やしていきます。

3 庁内連携の推進

田原市健康都市推進会議では、健康という視点での施策を保健、医療の分野だけでなく、福祉や環境、教育、産業、まちづくりなど広い分野で効果的に推進を図るため、部局横断的な連携により、健康都市推進のための調整、検討、プロジェクトの新たな事業展開を行います。

第7章 健康都市プログラムの進行管理

健康都市施策は、①計画立案（Plan）、②計画実行（Do）、③評価（Check）、④修正・改善（Act）という4つの工程を循環する、PDCAサイクルにより推進されます。その中でも、評価は計画全体の進捗状況と効果を明らかにするために不可欠な要素です。しかし、健康都市の施策は、各種計画、施策を健康の視点で整理したものであり、関係する分野が多岐にわたるため、数値目標を定めるような厳密な評価が難しいという問題があります。

そこで、目標は「健康寿命の延伸」とし、5年後ごとに健康寿命の延伸率で評価を行い、その分析のため参考指標として既存のデータを使って健康都市プログラムの進行管理をしていきます。

◆目標

| 目 標 | 指 標 | 現 状 |
|------------|------------------------------|--------------------------------|
| 健康寿命（※）の延伸 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間 | 男 79.9 歳(H22) 女 84.1 歳(H22) |

※厚生労働省「健康寿命の算定プログラム」により、年齢階級別の死亡数と不健康割合を用いて市独自に算定したもの。不健康割合は、介護保険の要介護2～5の認定者数を用いている。

◆参考とする既存データ

（※現状値は、H25 年度）

| 「施 策」 | 参考とする既存データ | 現 状 |
|--|--|---|
| 元 気 な 体 を す こ よ か く 育 び ま ち | 「健康管理の推進」 大腸がん検診受診率 国保特定健康診査受診率 国保一人当たり医療費 | 31.6% 41.7% 233,956 円 |
| | 「運動習慣の推進」 肥満者（BMI 25 以上）の割合 運動習慣者の割合 | 男 31.2% (H23 年度) 女 21.4% (H23 年度) 男 31.5% (H23 年度) 女 27.2% (H23 年度) |
| | 「正しい食習慣の推進」 朝食を欠食する者の割合 朝食に野菜料理を食べている小中学生の割合 | 男 14.7% (H23 年度) 女 4.8% (H23 年度) 小学生 57.4% (H23 年度) 中学生 55.4% (H23 年度) |
| | 「医療体制の充実」 市内公的病院の診療科目数 東三河ほいっぶネットワーク（東三河電子連絡 帳協議会）に参加する医療機関の登録数 | 11 科 市内 24 医療機関 |

| 「施 策」 | | 参考とする既存データ | 現 状 |
|----------------------|--------------------|--|--|
| 豊かな心をすこやかに育てまじむ | 「子育て支援の充実」 | 育児が楽しいと思う保護者の割合 就学前の幼児が幼稚園や保育園を利用している子どもの割合 | 4 か月児 90.0% 1.6 歳児 82.1% 3 歳児 77.1% 61.6% |
| | 「学校教育の充実」 | 10 年後の将来を楽しみとする生徒の割合 学校生活が楽しいと思う生徒の割合 「夢 worker リンク」実施回数及び講師登録者数 | 77.7% 64.2% 未実施 |
| | 「こころの健康づくりの推進」 | 自殺者数（5 年分） 睡眠による休養がとれている者の割合 | 男 51 人女 19 人 (H18~22) 72.9% (H23 年度) |
| | 「生涯学習の充実」 | 市民カレッジ実施回数及び講師登録者数 | 10 回 5 人 |
| 外に出かけて、たまには遠くまで出かけよう | 「楽しく歩ける道づくり」 | 道路改良延長 道路整備延長 | 813km(H24) 100km(H24) |
| | 「公共交通の推進」 | 市内公共交通利用者の数 | 2,064,200 人 |
| | 「まちのバリアフリー化」 | 人にやさしい特定施設（適合証）の受付件数 | 37 件 |
| 自然の恵みを大切にしよう | 「公園、緑地の整備」 | 都市公園の一人当たり面積 | 7.43 m ² |
| | 「環境を守り育てるまちづくり」 | レンタサイクル利用件数 リサイクル率 | 1,994 件 29.5% |
| 安心・安全で、いきいきと暮らそう | 「災害に強いまちづくり」 | 各種訓練の参加人数 防災講座の受講者数 | 12,319 人 4,182 人 |
| | 「安心と安全が感じられるまちづくり」 | 犯罪発生件数 交通事故発生件数 救命講習受講者数 | 302 件 1,928 件 4,341 人 |
| 地域がいきいきと活動しよう | 「地域コミュニティの活性化」 | 地域コミュニティ行事参加者数 | 80,602 人 |
| | 「地域・市民活動の活性化」 | 市民活動団体数 | 約 300 団体 |
| 人とのつながりを大切にしよう | 「福祉体制の充実」 | 認知症サポーター養成人数 老人クラブ入会率（会員数/60 歳以上人口） 地域包括支援センター相談件数 | 2,483 人 74.2% 3,543 件 |
| | 「地域ネットワークの充実」 | 生活ささえあいネットサポーター登録人数 | 未実施 |

資 料

田原市健康都市推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「みんなが幸福を実現できるまち」をまちづくりの理念とする総合計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、都市環境、産業等の幅広い分野での活動や施策を、部局横断的な連携により効果的に推進するため、田原市健康都市推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 健康都市に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事項
- (2) 健康都市に係る各種調査、研究及び啓発に関する事項
- (3) その他健康都市の推進に関し必要と認められる事項

(会議)

第3条 会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、会長が招集し、議長となる。

(ワーキング会議)

第4条 第2条に掲げる事項について必要な事業実施、連絡調整等を行うため、会議にワーキング会議を置く。

- 2 ワーキング会議は、別表第2に掲げる課等の代表者をもって組織する。

(事務局)

第5条 会議及びワーキング会議の事務局は、健康福祉部及び政策推進課で構成する。ただし、主管は、健康課とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 職名 | 役職名 |
|-----|-------------|
| 会長 | 健康福祉部長 |
| 副会長 | 政策推進課長 |
| 委員 | 市民協働課長 |
| 委員 | 保険年金課長 |
| 委員 | 環境政策課長 |
| 委員 | 高齢福祉課長 |
| 委員 | 地域福祉課長 |
| 委員 | 子育て支援課長 |
| 委員 | 健康課長 |
| 委員 | 田原福祉専門学校事務長 |
| 委員 | 農政課長 |
| 委員 | 土木課長 |
| 委員 | 街づくり推進課長 |
| 委員 | 学校教育課長 |
| 委員 | 文化生涯学習課長 |
| 委員 | スポーツ課長 |
| 委員 | 防災対策課長 |

別表第2（第4条関係）

| 課等の名称 |
|---------|
| 政策推進課 |
| 市民協働課 |
| 保険年金課 |
| 環境政策課 |
| 高齢福祉課 |
| 地域福祉課 |
| 子育て支援課 |
| 健康課 |
| 農政課 |
| 土木課 |
| 街づくり推進課 |
| 学校教育課 |
| 文化生涯学習課 |
| スポーツ課 |
| 防災対策課 |

用語解説・50音順

あ行

赤ちゃんサロン [P.11]

乳児をもつ親子を対象に、交流や気分転換できる場として、月1回各校区単位で田原福祉センターやあつみライフランドで実施している。

アダプトプログラム [P.15]

ボランティアとなる市民が「里親」となって道路等を自らの養子とみなして、清掃・美化などを行い、親が子供を大切にするように面倒を見る制度。

渥美半島ぐる輪サイクリング [P.30]

渥美半島を一周するサイクルイベント。県内外から自転車愛好家が参加している。

あと1,000歩！歩かまいキャンペーン [P.30]

東海道五十三次や渥美半島を歩く設定の健康イベント。キャンペーン期間に記録表に歩数を記入し、期間内に完歩した方に記念品を贈呈する。

エコ・エネルギー導入プロジェクト [P.18]

たはらエコ・ガーデンシティ推進計画に掲げられている7つの主要施策のうちのひとつ。新エネルギーの導入

推進を図るもので主な事業としては、市公共施設などへの導入、市民への導入支援、事業者への導入支援、蓄電池の導入がある。

エコライフ [P.30]

日常生活が自然や環境に影響を及ぼしているということ認識し、少しずつでもできることから、環境にやさしい生活を実施していくこと。

NPO [P.21]

民間非営利組織。営利を目的とせず、社会的な使命を達成するために、自主的に活動している民間組織。

オープンカレッジ [P.25]

団塊の世代を始めとする多くの市民の方々などが、介護について楽しく学べる学習の場。

音楽療法教室 [P.14]

音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に活用して行われる治療的、教育的技法。

か行

ガーデンシティ [P.3]

市街地の利便性と農村の優れた自然環境が調和した都市。

介護福祉士 [P.24]

専門的知識及び技術をもって、身体

上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。

回想法 [P.14]

昔の写真や生活用具などを用いて、かつて体験したことを語り合うことにより、脳を活性化させ、気持ち（こころ）を元気にする心理的アプローチ。

KDBシステム（国保データベースシステム） [P.8]

国保加入者の健診、医療、介護の各種データを集計、分析するシステム。地域住民の健康課題を明確化し効率的、効果的な保健事業を実施するために活用する。

健康寿命 [P.4]

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。

健康都市推進会議 [P.34]

健康都市推進のために、各部局の施策を横断的に実施するための庁内会議。実務レベルのワーキング会議と調整機能を持つ推進会議がある。

広域災害・救急医療情報システム [P.10]

大規模な災害や事故に備え、医療機関の情報を収集・発信し、活用できる広域災害情報システムと、24時間365日、自分の症状に応じた診療可能

な医療機関の情報を手に入れられる救急医療情報システムの2つで構成されるシステム。

公的病院 [P.10]

医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年厚生省告示167号）に掲げる厚生農業協同組合連合会、日本赤十字社、社会福祉法人等が開設する医療機関のこと。

子ども・子育て支援新制度 [P.12]

全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るため実施される新制度。

コミュニティ乗合交通 [P.15]

市内の幹線乗合交通（伊良湖本線・支線、渥美線等）の運行を補う地域互助機能として、地域コミュニティ・市・交通事業者が協働し、集落地域から市街地又は集落地域内の幹線乗合交通への乗継までの移動を確保するために運行する移動手段。現在のぐるりんバス・地域乗合タクシー（八王子線）のこと。

さ行

在宅当番医制 [P.10]

当番医院を決めて平日夜間及び休

日（日曜・祝日・年末年始等）に救急患者の対応をする制度。

里山 [P.18]

都市や集落に隣接し、人が利用している（してきた）森や林のこと。薪や柴をとったり、炭を焼いたり、落ち葉を集めて肥料にしたり、山菜をとるなど人が生活に必要な利用をしている。

児童クラブ [P.12]

小学校の放課後の児童の安全な居場所づくりを目的として、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童を対象に開設し、指導員による遊びの指導や生活の場の提供を行っている。

市民カレッジ [P.14]

市民自らの学びの成果を還元するための生涯学習講座。学びを活かしたいと思っている市民が講師となり、学びたい市民が受講生となることにより、地域の人と人とのつながりを築くことを目的として実施している。

食生活改善推進員 [P.9]

自分ができる健康づくりを実践しながら、地域の健康問題の解決に向かって、市の栄養士や保健師などと共に、地域ぐるみで食生活を通じた健康づくりをすすめているボランティア。

食育 [P.9]

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

シルバー人材センター [P.23]

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。家庭、企業、公共団体等からの「臨時的・短期的又はその他の軽易な仕事」の発注を受けて、その仕事を行なう社団法人。

スポーツ推進委員 [P.8]

市全体のスポーツ推進のため、市民に対する、ニュースポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員。

生活ささえあいネット [P.5]

日常生活でのほんのちょっとした困りごとを、地域の中で支援することにより、安心して生活ができる環境を整えるしくみ。

総合型地域スポーツクラブ [P.8]

地域住民が主体的に運営するスポーツクラブ。誰でも気軽に「様々な種目を」、「レベルに合わせて」楽しむことができる。市では「なのはなスポーツクラブ」が活動している。

ソーシャルキャピタル [P.3]

人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴のこと。

た行

第2次救急医療施設 [P.10]

入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当する後方病院。県内15ブロックの広域2次救急医療圏ごとに、いくつかの病院が共同連帯して輪番方式で対応している。

たはらエコ・ガーデンシティ構想 [P.18]

地域資源を活用した環境の改善と地域経済の活性化、市民生活の向上を目指したもので、平成15年6月に環境共生まちづくり関係府省連絡会議において、全国のモデルとなる取組に選定された。

たはら健康マイレージ [P.5]

普段の生活から健康づくりに取り組み、楽しみながら健康を目指すためのポイント制度。健康づくりの目標の取り組み、健診（検診）の受診、ポイント対象のイベント・講座等の参加でポイントが貯まる。ポイントが貯まると記念品と交換できる。

WHO（世界保健機関） [P.1]

健康を基本的な人権ととらえ、その達成を目的として設立された国連の専門機関のこと。本部はジュネーブに置かれ、アフリカ、アメリカ、東地中海、ヨーロッパ、南東アジア、西太平洋の6つの事務局をもつ。日本は西太平洋地域（事務局：マニラ）に属している。

男女共同参画 [P.22]

男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができること。

地域子育て支援センター [P.11]

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。

地域コミュニティ [P.20]

一定範囲に居住する住民の交流や助け合いが行われる地域社会。

地域通貨 [P.24]

支援の提供謝礼として支援依頼者が支援を提供する者に渡すチケット。

地域包括支援センター [P.23]

高齢者が福祉・健康・介護など住みなれたまちで安心して続けられるように、いろいろな面から総合的に支援する窓口。

地産地消 [P.3]

地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

特定健康診査 [P.35]

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発生リスクが高い対象者を早期発見し、生活習慣の改善により

発症と重度化の抑止を図るため40歳～74歳を対象に行われる健康診査。

な行

認知症サポーター [P.36]

認知症サポーター養成講座を受けた人で、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。何かを特別にやってもらうのではなく、隣人あるいは商店・交通機関等、まちで働く人として、できる範囲で手助けをする。

認定こども園 [P.12]

満3歳未満の子どもの保育と満3歳以上の子どもに教育・保育を一体的に行う都道府県知事の設置認可を受けた施設。

は行

ハード・ソフト対策 [P.19]

海岸保全施設、避難場所、避難施設、避難路、情報伝達設備整備等のハード対策と防災マップの作成、防災教育・防災訓練をはじめとした防災意識啓発、自主防災組織の充実等のソフト対策。

バリアフリー [P.5]

建物内の段差を解消するなど、障害者や高齢者などが生活する上で妨げとなる様々な障壁（バリア）を取除くこと。建物や物などの物理的なものほかに障害者や高齢者などの社会参

加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられる。

BMI [P.35]

肥満を判定する数値。体重（kg）÷身長（m）の二乗で求められる。日本肥満学会が決めた判定基準では、BMI 22を標準とし、25以上を肥満として、肥満度を4つの段階に分けている。

東三河平坦部 [P.10]

東三河にある、豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市を指す。共同で広域救急医療を担っている。

人にやさしい街づくり歩行空間 [P.16]

歩車道の分離や歩行者優先、歩車共存等安全性の確保、段差の処理や歩道の舗装等歩行の容易性の確保、交差点での案内表示等情報障がいへの対応等、誰もが行きたいところへ行ける道路。

ほいっぴネット [P.35]

名古屋大学医学部附属病院 先端医療・臨床研究支援センター及び東海ネット医療フォーラム・NPOの協力により運用する医療、介護、福祉、保健等の従事者間での情報共有のための多職種連携ソフト（電子@連絡帳）。

防災キャンプ [P.19]

子どもたちが地域の防災について

学び、避難所宿泊体験をすることにより、自らの身を守ることや、災害が起きた時にどのような行動をとったらよいかを考える防災教育事業。子どもたちの意識を高め、子どもたちから家庭等に防災についての情報発信を行い地域防災力の向上を図る。

や行

野菜ソムリエ [P.9]

日本野菜ソムリエ協会が認定する資格。野菜・果物の知識を身に付け、そのおいしさや楽しさを理解し伝えることができるスペシャリスト。

夢 worker リンク [P.13]

子どもたちが働く大人から仕事に対する姿勢や考え方を直接聞き、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方について考えるきっかけづくりとする事業。



健康都市たはら サポーター
ヘルシーナちゃん

田原市健康都市プログラム

発行：平成27年3月

発行者：田原市健康福祉部健康課

住所：〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場30番地1

TEL：(0531)23-3515

FAX：(0531)23-3810

URL <http://www.city.tahara.aichi.jp>

E-mail：kenko@city.tahara.aichi.jp